

平成21年度 財団法人静岡総合研究機構学術教育研究推進事業費補助金
(一般研究助成)募集要領

1 趣 旨

この要領は、地域社会における学術研究及び教育文化の振興発展を図るため、静岡県内にある高等学校（学校教育法で定める学校に限る。以下「学校」という。）に勤務する教職員に対し財団法人静岡総合研究機構学術教育研究推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定める補助対象事業の募集に関し必要な事項を定める。

2 募集する補助対象事業の内容

(1) 募集する事業内容

事業区分	補助対象事業	1件あたり補助額	補助件数
教員の研究助成（一般型）	教員が一人又は共同して行う県民生活の向上及び地域産業の振興のための調査研究事業であって、県民への成果の還元が期待できるもの。	補助対象事業に要する経費の範囲内で次に掲げる額を限度とする。 実験系・非実験系とも 20万円	補助事業予算の範囲内で補助する。 (補助予定件数) 実験系・非実験系 計3件

(2) 補助対象事業の範囲

- ア 地域における学術の振興、発展に資する調査、研究
- イ 地域における教育・文化の振興、発展に資する調査、研究
- ウ 県民生活の向上に資する調査、研究
- エ 地域産業の振興、発展に資する調査、研究
- オ その他財団法人静岡総合研究機構（以下「財団」という。）の理事長が必要と認めたもの

(3) 補助対象経費

- ア 設備備品費
- イ 消耗品費
- ウ 旅 費
- エ 謝 金
- オ その他財団の理事長が特に必要と認めた経費

なお、本補助金により取得した設備備品については、当該調査研究事業の完了後、所属する学校に寄附するものとする。

3 募集期間

平成21年4月27日（月）から 平成21年5月29日（金）まで（当日必着）

4 応募資格者

- ・学校に常勤の教員として所属する者（共同による申請を可とする）。
- ・過去3ヵ年、本助成区分において、2回採択された実績のある者は申請できない。

5 調査研究期間

本補助金の対象となる調査研究事業は、平成21年4月1日以降に開始され、平成22年3月31日までに終了するものとする。

6 申請方法及び申請書類

申請にあたっては、要綱に定める申請書の他、申請者がこれまでに発表（口頭でも可）した研究論文・著書等がある場合は当該研究論文・著書等の写し（関連する資料でも可）を添付し、当該申請者が所属する学校の代表者（大学の場合は学部長等とする）を経由して提出すること。

7 申請書の提出先

静岡市葵区鷹匠3丁目6-1（郵便番号 420-0839）

財団法人 静岡総合研究機構 学術グループ 電話 054-249-1821 F A X 054-249-1820

8 補助の決定

- (1) 財団の理事長は6により申請を受け付けた後、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるものについて補助を決定する。なお、選考にあたっては、研究経験の短い研究者を優先考慮する。
- (2) 財団の理事長は補助を決定したときは要綱の定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。

9 概算払い

財団の理事長は必要に応じ、補助金交付決定後、交付決定額を限度に概算払いを行う。

10 成果の報告

補助の決定を受けた者は要綱の定めるところにより、補助対象事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を財団に提出すること。

（10万円以上の設備備品を購入した場合は、その写しを添付すること。）

11 財団による成果の公表

財団は、様式第3号別紙（財団法人 静岡総合研究機構 学術教育研究推進事業費補助金 実施事業の概要）を原稿とし報告書を冊子にまとめ、県内大学等に配付する。また、財団ホームページに同内容を掲載する。

12 留意事項

- (1) 本事業に応募するにあたっては要綱の基準を遵守すること。
- (2) 要綱に定める申請書の記載にあたっては、「事業費内訳」欄に当該研究を行うのに必要な経費全てを記入し、「財源内訳」欄には当該研究に係る全ての助成及び負担金等を記入すること。
- (3) 補助金交付申請書及び実績報告書等提出資料は、すべてA4版とすること。